

発行責任者 / 小林 政 氏

発 行 日 / 2019 年 4 月 1 日

# 邁進

No. 154

社報タイトル「邁進」は社内で掲げる平成 31 年の標語です。

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

## 小林合同会計

代表社員 税理士	小林 政 氏	税理士	山 野 基 尚
代表社員 税理士	小林 政 仁	税理士	山 須 賀 保 峻

税理士法人 小林合同会計

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <http://www.e-cg.co.jp>

## 5月の税務

- 5月10日
  1. 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 5月31日
  2. 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知  
通知法…特別徴収義務者経由, 納税義務者へ通知
  3. 3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
  4. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
  6. 9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
  7. 消費税の年税額が400万超の6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
  8. 消費税の年税額が4,800万円超の2月, 3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2か月分, 個人事業者は3か月分)〈消費税・地方消費税〉
  9. 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
- 5月中において都道府県の条例で定める日
  10. 自動車税の納付  
賦課期日…4月1日



## 新元号の施行と税務

2019年5月1日より新元号が施行されるのに伴い、システムの修正の対応にせまられる企業も多いと思いますが、税務上の取り扱いは法人税基本通達7-8-6の2に次のように定められています。

「法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。」

つまり現状機能の維持のみで元号を変更するためだけの費用は、修繕費に該当しますが、同時に新しい機能を追加したり、既存の機能の価値が増加した場合は資本的支出となり、資産計上が必要となります。

このように内容によって税務処理が異なりますので、注意が必要です。



## 二十四節気(にじゅうしせつき)

二十四節気とは、節分を基準に1年を24等分して約15日ごとに分けた季節のことで、その区分点となる日に季節を表すのにふさわしい名称を付けたものです。これから訪れる4月から5月の名称をご紹介します。

### 【穀雨（こくう）】4月20日頃

春の柔らかな雨に農作物がうるおうという意味です。この時期に農作物の種をまくと、雨に恵まれ、よく成長するといわれています。

### 【立夏（りっか）】5月6日頃

夏の気配が感じられる頃で夏の始まりです。この日から立秋の前日までが暦の上では夏となります。新緑に彩られ、さわやかな晴天が続く頃です。

### 【小満（しょうまん）】5月21日頃

陽気がよくなり草木が成長して茂るという意味です。農家では田植えの準備を始める頃です。また、秋にまいた麦の穂が付くころで安心するという意味もあります。

気温の変化や昼間の長さなどの体感だけでなく、言葉でも季節の移り変りを感じてみるのはいかがでしょうか。

所員 竹熊 敬江

